

各地方運輸局海上安全環境部長
神戸運輸監理部海上安全環境部長 } 殿
沖縄総合事務局運輸部長 }

(国土交通省) 海事局船員労働環境課長

船舶料理士に関する省令の一部改正に伴う調理担当乗組員
の雇入契約時の職務名について

標記について、今般の船舶料理士に関する省令の一部改正に伴い、雇入契約の公認時の調理担当乗組員の職務名について、以下のように取扱うこととしたので、了知されとともに、今後の事務処理に遺漏無きよう図られたい。また、管内の関係団体及び船舶所有者、船員に対して趣旨の周知を図られたい。

なお、省令改正の詳細については、「船舶料理士に関する省令の一部改正及び船内における調理に関する能力を有する者の基準を定める告示の制定について」（平成15年1月20日付け国海働第86号）を参照とされたい。

記

船舶料理士資格証明書の交付を受けるための資格要件の1つである、船内における調理に関する業務に従事した経験については、これまで「3年以上」とされてきたが、今回の船舶料理士に関する省令第2条の改正により、「専ら」調理に関する業務に従事した経験が「1年以上」必要であることとされ、資格要件が緩和されるとともに、必要とされる経験の範囲が限定されたところである。

この「専ら調理に関する業務に従事した経験」とは、船内において調理に関する業務以外の業務に従事しないこと（「船員法上の部門間の兼務の取扱いについて」（平成17年2月24日国海働第197号）により、司厨部門と他部門の部門間兼務を行う場合を除く。）をいい、実際に包丁や鍋等を使用して調理に従事した経験に限定することとした。

なお、これまで調理に関する業務に従事してきた経験として認めてきた、ボーイ、ウェイター、バーテンダー、皿洗い専門等の調理業務担当以外の職務に従事した経験については、「専ら調理に関する業務に従事した経験」としては認めないこととなる。

このため、改正省令施行日（平成15年2月3日）以降、雇入契約の公認の際には、以下のように事務取扱いを統一することとしたので、その旨指導願いたい。

- ① 「一般的な調理関係の雇入職名及び船内職務分担の例」を参考として、各船舶における司厨部門に従事する乗組員が専ら調理に関する業務に従事しているか否かを申請窓口において確認すること。

一般的な調理関係の雇入職名及び船内職務分担の例

(一般船舶（貨物船、タンカー等）の場合)

3名の調理関係の船員が乗り組む例示であるが、一般的には上職2名が専ら調理に関する業務に従事しており、3人目の司厨員については、専ら調理に関する業務に従事しているとは言えない可能性が高いため、聞き取りにより充分内容を確認すること。

雇入職名	船内職務分担・呼称	専ら調理に関する業務に従事した経験の適否
司厨長	チーフコック	○
司厨手	セカンドコック	○
司厨員	ボーイ（メスマン）	×

2名の調理関係の船員が乗り組む例示であるが、一般的には上職が専ら調理に関する業務に従事しており、2人目の司厨員については、専ら調理に関する業務に従事しているとは言えない可能性が高いため、聞き取りにより充分内容を確認すること。

雇入職名	船内職務分担・呼称	専ら調理に関する業務に従事した経験の適否
司厨長	チーフコック	○
司厨員	ボーイ（メスマン）	×

1名の調理関係の船員が乗り組む例示であるが、当該船員は専ら調理に従事していることとなるが、聞き取りにより内容を確認すること。

雇入職名	船内職務分担・呼称	専ら調理に関する業務に従事した経験の適否
司厨長	チーフコック	○

(漁船の場合)

複数の調理関係の船員が乗り組んでおり、一般的には1～2名のボーイ業務に従事している船員を除き、大部分が専ら調理に従事しており、聞き取りにより充分内容を確認すること。

雇入職名	船内職務分担・呼称	専ら調理に関する業務に従事した経験の適否
司厨長	司厨長	○
司厨員	司厨員	○
司厨員	司厨員	○
司厨員	司厨員	○
司厨員	司厨員	○
司厨員	ボーイ	×

(旅客船の場合)

就業規則の定員表及びクルーリスト等で一般的に具体的職名が明記されているため、それらの記載内容を基に聞き取りにより充分内容を確認すること。

雇入職名	船内職務分担・呼称	専ら調理に関する業務に従事した経験の適否
調理職員	Executive Chef	○
〃	Cuisiner Chef	○
〃	Japanese Chef	○
〃	Crew Chef	○
〃	Baker&Pattisier Chef	○
〃	Garde Manger Chef	○
司厨手	Chief Butcher	○
〃	Cook	○
〃	Bar Tendar	×
〃	Dish Wasier	×
〃	Galley Utility	×

- ② 司厨部門に従事する乗組員の海員名簿及び船員手帳等の「職務」欄の記載については、以下に示したように、現行の雇入職名に加え、「(調理担当)」又は「(調理担当以外)」の二種類を併記することにより、「専ら調理に関する業務に従事する者」とそれ以外の者を区別することとする。

これまでの雇入職名の例	専ら調理に関する業務に従事した経験の有無	<u>今後の雇入公認時の 職務欄の記載方法</u>
司厨長	○	<u>司厨長（調理担当）</u>
司厨手	○	<u>司厨手（調理担当）</u>
司厨員	×	<u>司厨員（調理担当以外）</u>